

保 発 第 0929004 号

平 成 18 年 9 月 29 日

都 道 府 県 知 事

地 方 社 会 保 険 事 務 局 長

殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

「医療費の内容の分かる領収証の交付について」等の一部改正について

今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第157号）、「障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第169号）等が公布され、平成18年10月1日より施行又は適用されることなどから、「医療費の内容の分かる領収証の交付について」（平成18年3月6日保発第0306005号）、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準の施行について」（平成18年3月6日保発第0306006号）、「指定訪問看護等の事業を行う事業所に係る健康保険法第44条ノ4第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて」（平成12年3月31日保発第72号・老発第400号）、「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号）及び「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号）の一部を別紙1から別紙5のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。なお、「特定承認保険医療機関の取扱いについて」（平成17年8月31日保発第0831001号）は、平成18年9月30日限り廃止する。

(別紙 1)

「医療費の内容の分かる領収証の交付について」の一部改正について

(別紙様式 1) から (別紙様式 4) までを別添のように改める。

領 収 証

患者番号	氏 名
	様

請求期間 (入院の場合)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	食事療養	生活療養					
	円	円					

保険外負担	保険外併用療養費	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合 計	円		

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
 〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇



領 収 証

患者番号	氏 名
	様

請求期間 (入院の場合)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療	歯冠修復及び欠損補綴
	点	点	点	点	点	点	点
	歯科矯正	食事療養	生活療養				
	点	円	円				

保 険 外 負 担	保険外併用療養費	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合 計	円		

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
 〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇



(別紙様式3)

(調剤報酬の例)

領 収 証

患者番号	氏 名
	様

領収証No.	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本・家
	平成 年 月 日			

保 険	調剤技術料	薬学管理料	薬剤料	特定保険医療材料料
	点	点	点	点

保 険 外 負 担	保険外併用療養費	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保険外負担
合 計	円	円
負担額	円	円
領収額 合 計		円

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
 〇〇〇薬局 〇 〇 〇 〇

領収印

(別紙様式4)

(訪問看護療養費の例)

領 収 証

領収書No.	患者番号	氏 名
		様

請 求 期 間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

発 行 日	負担割合	本・家	区 分
平成 年 月 日			

提 供 日						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

保険適用 負 担	保険負担分項目	単価	数量	金額
	(内訳)			

備 考

保険外 負 担	保険外負担分項目	単価	数量	金額	税	消費税等
	(内訳)					

	保 険	保険外負担
明細合計額	円	円
課税対象額		円
領収額 合 計		円

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
 〇〇 訪問看護ステーション
 〇〇 〇〇

領収印

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準の施行について」の一部改正について

第2の2の(1)から(5)を次のように改める。

- 2(1) 訪問看護基本療養費(Ⅱ)は、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者であつて、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設若しくは福祉ホーム又は同法附則第48条の規定によりなお従前の例による運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(以下「精神障害者施設」という。)に入所している複数の者に対して、それらの者の主治医(精神科を標榜する保険医療機関等において精神科を担当する医師に限る。)が交付した精神訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、精神障害を有する者に対して指定訪問看護を行うにつき必要な体制が整備されているものとして地方社会保険事務局長に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師又は作業療法士(精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有する者に限る。)が、当該指示書に記載された有効期間内(6か月を限度とする。)に行つた指定訪問看護について、週3日を限度として算定すること。
- (2) 訪問看護基本療養費(Ⅱ)は、(1)に規定する施設の了解を得て、当該施設に入所している精神障害を有する複数の者に対して指定訪問看護を行つた場合に算定できること。
なお、当該者の看護を担当する者に対する社会復帰指導に要する費用については、所定額に含まれること。
- (3) 訪問看護基本療養費(Ⅱ)に係る保健師、看護師又は作業療法士とは、次のいずれかに該当する者をいうこと。
ア 精神科を標榜する保険医療機関等において、精神病棟又は精神科外来に勤務した経験を有する者
イ 精神障害者に対する訪問看護の経験を有する者
ウ 精神保健福祉センター又は保健所等における精神保健に関する業務の経験を有する者
エ 専門機関等が主催する精神保健に関する研修を修了している者
- (4) 訪問看護基本療養費(Ⅱ)については、1人の保健師、看護師又は作業療法士が1日に訪問する利用者の数は5名程度を標準とし、8名を超えることはできないこと。

「指定訪問看護等の事業を行う事業所に係る健康保険法第44条ノ4第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて」の一部改正について

1 通知名を次のように改める。

指定訪問看護等の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて

2 第一の表題を次のように改める。

第一 健保法第89条第1項の規定に基づく指定訪問看護ステーションに係る指定の申請等について

3 「第一の1」の(1)、(2)、(2)の①及び②、(2)の⑧並びに(3)を次のように改め、(3)の③の次に次のように④から⑦を加える。

1 指定の申請について

- (1) 健保法第89条第1項の規定に基づく指定訪問看護ステーションの指定の申請に際しては、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号。以下「施行規則」という。)第74条の規定に従い、必要事項を記載した様式第1の申請書及び関係書類を当該申請に係る事業所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長に提出するものとする。
- (2) 施行規則第74条の規定により指定申請書及び関係書類に記載すべき事項の具体的内容及び留意点は次に示すとおりであるので、記入に際して十分指導され、適切な取扱いをされたいこと。
 - ① 健保法第89条第4項第1号の規定に基づき制定された「指定訪問看護事業者の指定を受けられることができる者」(平成4年2月厚生省告示第32号。以下「告示第32号」という。)により、申請者が厚生労働大臣の認定を要する者であるときは、別途通知する手続きにより指導されたいこと。
 - ② 施行規則第74条第1号にいう名称については、指定訪問看護及び指定老人訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の事業を行う事業所であることを明確にする必要があることを踏まえ、利用者に誤解を与えるおそれのあるものや、病院、診療所、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ナースセンター(ナースバンク)又は看護師家政婦紹介(派出)所と紛らわしいものを使用することは適当ではないこと。
 - ⑧ 同条第9号については、以下の点に留意するものであること。
 - ロ 看護師等については、基準通知第3の2の(1)の規定を満たしていることを、その経歴及び免許証の写しにより確認するものであること。特に、定数の算出に当たっては、同条第11号に基づき提出される勤務体制及び勤務形態と照合し、確認することが必要であること。

(3) 健保法第89条第4項の規定により、次の場合には指定をしてはならないものであること。

④ 申請者が、健保法の規定により、指定訪問看護事業者に係る同法第88条第1項の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であるとき。

⑤ 申請者が、健保法その他国民の保健医療に関する法律で健康保険法施行令第33条の3で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

なお、前述のその他国民の保健医療に関する法律は、下記のとおりであること。

- ・ 老人保健法
- ・ 国家公務員共済組合法
- ・ 国民健康保険法
- ・ 薬事法
- ・ 薬剤師法
- ・ 地方公務員等共済組合法
- ・ 船員保険法
- ・ 医師法
- ・ 歯科医師法
- ・ 保健師助産師看護師法
- ・ 医療法

⑥ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑦ 前3号のほか、申請者が、指定訪問看護事業者として著しく不相当と認められる者であるとき。

4 「第一の2」の(3)及び(4)を次のように改める。

2 指定の通知、公示等について

(3) 地方社会保険事務局長は、指定、変更等の届出の受理若しくは指定の取消しを行った場合は、施行規則第79条の規定により、速やかに次の事項を公示すること。

- イ 指定、変更等の届出の受理若しくは指定の取消しに係る年月日
- ロ 指定訪問看護事業者の名称及び主たる事業所の所在地
- ハ 指定訪問看護ステーションの名称及び所在地

(4) 指定訪問看護事業者は、施行規則第75条の規定により、指定訪問看護ステーションの見やすい場所に、指定訪問看護ステーションである旨を掲示しなければならないこと。

5 「第一の3」の(1)、(1)の④及び(3)を次のように改める。

3 変更の届出について

(1) 施行規則第77条の規定により、指定訪問看護事業者が指定訪問看護等の事業に関する変更について10日以内に地方社会保険事務局長に届出をしなければならない事項は次のとおりであること。

④ 当該指定訪問看護ステーションの管理者その他の職員の氏名及び経歴(看護師等にあつては、免許証の写しを添付すること。)並びに管理者の住所

(3) なお、変更の内容が基準省令を満たすことができないと認められる場合には、地方社会保険事務局長又は都道府県知事は健保法第91条又は老人保健法(昭和57年法律第80号。以下「老健法」という。)第46条の5の5の規定による指導を行うとともに、地方社会保険事務局長は

健保法第95条の規定により指定を取り消すことができるものであること。

6 「第一の4」の(1)及び(2)を次のように改める。

4 休廃止等の届出について

- (1) 施行規則第78条の規定により、指定訪問看護事業者が指定訪問看護等の事業の廃止、休止又は再開について10日以内に地方社会保険事務局長に届出をしなければならない事項は次のとおりであること。
- (2) 届出の内容が基準省令を満たすことができないと認められる場合には、地方社会保険事務局長又は都道府県知事は健保法第91条又は老健法第46条の5の5の規定による指導を行うとともに、地方社会保険事務局長は健保法第95条の規定により指定を取り消すことができるものであること。

7 「第一の5」の(2)を次のように改める。

5 事前審査の取扱いについて

- (2) 事前審査の段階においては、指定申請者の適格性、事業計画等について十分検討されたいこと。なお、指定の申請者が告示第32号の第14号に該当する者であるときは、指定の申請前に厚生労働大臣の認定を受けていることが必要であるので、事前に認定手続きを行うよう指導されたいこと。

8 第二の表題を次のように改める。

第二 健保法第89条第2項の規定に基づき指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合の取扱いについて

9 「第二の1」の(1)、(3)及び(4)を次のように改める。

1 指定があったものとみなされる場合について

- (1) 健保法第89条第2項の規定により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者に限る。以下「申請者」という。)が健保法第89条第2項ただし書きに規定する別段の申出(以下「別段の申出」という。)を行わないときは、当該申請者は、指定居宅サービス事業者の指定を受けることにより、同時に健保法第89条第1項の指定があったものとみなされるものであること。
- (3) 都道府県知事が指定居宅サービス事業者の指定を行った場合において、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合にあっては、地方社会保険事務局長は、(2)の都道府県知事からの通知を受け、速やかに指定通知書に指定訪問看護ステーションコードを付記し、これを申請者に交付するほか、審査支払機関に通知すること。

- (4) 地方社会保険事務局長は、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされたものも含め、指定訪問看護ステーションに関する指定台帳を作成し、その管理等を行うこととする。

10 「第二の2」の(1)及び(2)を次のように改める。

2 指定訪問看護事業者の別段の申出について

- (1) 健保法第89条第2項ただし書の規定により、申請者が別段の申出を行った場合には、健保法第89条第1項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされないこととされているところであるが、その申出に際しては、施行規則第76条の規定に従い、指定居宅サービス事業者の指定申請書の提出にあわせて、必要事項を記載した様式第2の申出書を当該申出に係る訪問看護等を行う事業所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長に提出すること。
- (2) 施行規則第76条の規定により申出書に記載すべき事項の具体的内容は次のとおりであること。

11 「第二の3」の(1)及び(2)を次のように改める。

3 変更等の届出について

- (1) 健保法及び介護保険法の各法に基づき、双方の指定訪問看護の指定を受けている事業者が、健保法第93条又は介護保険法第75条の規定により当該指定に関する変更等の届出を行う場合は、各法の規定に基づき、健保法上の指定訪問看護等については地方社会保険事務局長に対して、介護保険法上の指定訪問看護については都道府県知事に対して、それぞれ別に行う必要があること。
- (2) 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して事業者からの変更等の届出があった場合には、当該事業者が健保法及び介護保険法の両方の指定を受けている者であるか否かを確認し、両方の指定を受けている者である場合については、当該事業者に対し、改めて(1)について説明する必要があること。

12 様式第1及び様式第2を別添のように改める。

(表 面)

※ 番 号			
※ 指定訪問看護ステーションコード			
① 訪問看護ステーション	名 称		
	所 在 地		
② 申請者氏名・法人代表者氏名	名 称		
	主たる事業所の所在地		
	法 人 代 表 者 氏 名		
③ 管 理 者	氏 名		
	保健師・助産師・看護師	保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号	
④ 指定を受けた場合の当該指定に係る訪問看護等の事業の開始予定年月日	年 月 日		
⑤ 健康保険法第89条第4項第4号から第6号までのいずれか(指定欠格事由)に該当	有 ・ 無	該当する法律名	
		内 容	
		該 当 年 月 日	
		処 分 権 者 等	

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日
 地方社会保険事務局長 殿

申請者の名称及び主たる事業所の所在地
 代表者の職名及び氏名 印

(裏 面)

記入上の注意

- 1 ③の欄は、該当する文字を○印で囲むこと。
- 2 ⑤の欄は、指定欠格事由に該当しない場合（平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合を含む。）は無を○で囲み、有を○で囲んだ場合は次の該当する法律名を記載すること。
また、内容欄には、指定欠格事由の内容及び非該当となる年月日を記載すること。

該当法律

- ・健康保険法
- ・船員保険法
- ・医師法
- ・歯科医師法
- ・保健師助産師看護師法
- ・医療法
- ・私立学校教職員共済法
- ・国家公務員共済組合法
- ・国民健康保険法
- ・薬事法
- ・薬剤師法
- ・地方公務員等共済組合法
- ・老人保健法

※印の欄には記入しないこと。

様式第2

(表 面)

		※ 受理番号
①訪問看護ステーション	名 称	
	所 在 地	
②事業者名・代表者氏名等	名 称	
	主たる事業所の所在地	
	代表者氏名及び住所	

上記のとおり、指定訪問看護等の事業を行わない旨を申し出ます。

平成 年 月 日
申請者の名称及び主たる事業所の所在地

〇〇社会保険事務局長
殿

代表者の職名及び氏名
印

(裏 面)

<p>備考</p> <p>1 申出書は、正副2通提出のこと。</p> <p>2 ※印の欄には、記入しないこと。</p>

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

1 2の(4)、(5)、(8)及び(13)から(15)までを次のように改める。

(4) 障害者自立支援法による自立支援医療（更正医療）（法第5条関係）

市(区)町村ごとに、平成5年2月15日社援更第26号により定められた公費負担者番号をもって、当該市(区)町村の公費負担者番号とすること。

(5) 障害者自立支援法による自立支援医療（育成医療）（法第5条関係）

都道府県及び指定都市ごとに、昭和49年10月14日児企第46号により定められた自立支援医療（育成医療）の公費負担者番号をもって、それぞれ当該都道府県及び指定都市の公費負担者番号とすること。

(8) 障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院医療）（法第5条関係）

都道府県ごとに、昭和49年10月18日衛精第24号により定められた公費負担者番号をもって、当該通院医療に係る都道府県の公費負担者番号とすること。

(13) 児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付（法第21条の9の2関係）

都道府県及び指定都市ごとに、昭和49年10月14日児企第46号により定められた小児慢性特定疾患治療研究事業の公費負担者番号をもって、それぞれ当該都道府県及び指定都市の公費負担者番号とすること。

(14) 児童福祉法の措置等に係る医療の給付

公費負担者番号については、昭和49年10月14日児企第46号通知によるものとする
こと。

(15) 特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費

特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費の国庫補助による療養費及び研究治療費については、都道府県ごとに、昭和49年9月26日衛発第537号及び平成元年7月31日健医発第932号により定められた公費負担者番号をもって、それぞれ当該都道府県の公費負担者番号とすること。

また、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費については、平成17年10月13日環企発第051013002号により定められた公費負担者番号をもって、熊本県、鹿児島県、新潟県及び新潟市の公費負担者番号とすること。

2 2の(11)及び(12)を削り、(13)から(16)までを(11)から(14)までとする。

3 2の(14)の次に次のように(15)から(20)までを加える。

(15) 児童福祉法による療育の給付（法第21条の9関係）

都道府県及び指定都市ごとに、昭和49年10月14日児企第46号により定められた療育の給付の公費負担者番号をもって、それぞれ当該都道府県及び指定都市の公費負担者番号とすること。

(16) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の実施に係る医療の給付（法第81条関係）

地方厚生局ごとに、平成17年8月2日障精発第0802007号により定められた公費負担者番号をもって、それぞれ当該地方厚生局の公費負担者番号とすること。

(17) 茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康被害による治療研究費

平成17年10月13日環保企発第051013002号又は平成17年10月13日環保企発第051013002号により定められた公費負担者番号をもって、茨城県又は熊本県の公費負担番号とすること。

(18) 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給（法第4条関係）

平成18年5月22日環保企発第060518006号により定められた公費負担者番号をもって、神奈川県公費負担番号とすること。

(19) 障害者自立支援法による療養介護医療（法第70条関係）及び基準該当療養介護医療（法第71条関係）

市区町村ごとに、平成18年9月12日障発第0912005号により定められた公費負担者番号をもって、それぞれの市区町村の公費負担番号とすること。

(20) 児童福祉法による障害児施設医療（法第24条の20関係）

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市ごとに、平成18年9月12日障発第0912005号により定められた公費負担者番号をもって、それぞれの都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市の公費負担番号とすること。

4 別表1の(3)を別紙のように改める。

(3)

＼	区 分		法別番号
公 負 担 医 療 制 度	結核予防法による	・適正医療（法第34条関係）	10
		・従業禁止、命令入所（法第35条関係）	11
	生活保護法による医療扶助（法第15条関係）		12
	戦傷病者特別援護法による	・療養の給付（法第10条関係）	13
		・更正医療（法第20条関係）	14
	障害者自立支援法による	・更正医療（法第5条関係）	15
		・育成医療（法第5条関係）	16
	児童福祉法による	・療育の給付（法第21条の9関係）	17
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	・認定疾病医療（法第10条関係）	18
		・一般疾病医療費（法第18条関係）	19
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	・措置入院（法第29条関係）	20
	障害者自立支援法による	・精神通院医療（法第5条関係）	21
	麻薬及び向精神薬取締法による入院措置（法第58条の8関係）		22
	母子保健法による療育医療（法第20条関係）		23
	障害者自立支援法による療養介護医療（法第70条関係）及び基準該当療養介護医療（法第71条関係）		24
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	・一類感染症等の患者の入院（法第37条関係）	28
		・新感染症の患者の入院（法第37条関係）	29
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の実施に係る医療の給付（法第81条関係）		30
	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費		51

児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付（法第21条の9の2関係）	5 2
児童福祉法の措置等に係る医療の給付	5 3
石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給（法第4条関係）	6 6
児童福祉法による障害児施設医療（法第24条の20関係）	7 9

「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の一部改正について

1 別添1の第1及び第2を次のように改める。

第1 目的

この大綱は、厚生労働大臣若しくは地方社会保険事務局長又は都道府県知事が、健康保険法（大正11年法律第70号）第73条（同法及び船員保険法（昭和14年法律第73号）において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第41条及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第27条（同法において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対して行う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び老人保健法による療養の給付若しくは医療若しくは入院時食事療養費若しくは入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求に関する指導について基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、保険医療機関等及び保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和32年厚生省令第16号）、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和51年厚生省令第36号）、「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」（昭和58年1月厚生省告示第14号）等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。

なお、指導を行うに当たっては、医師会、歯科医師会及び薬剤師会、審査支払機関並びに保険者に協力を求め、円滑な実施に努める。

2 別添1の第3の1及び3を次のように改める。

第3 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、地方社会保険事務局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同で、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行う。

3 個別指導

個別指導は、厚生労働省又は地方社会保険事務局及び都道府県が次のいずれかの形態により、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。

- (1) 地方社会保険事務局及び都道府県が共同で行うもの（以下「都道府県個別指導」という。）
- (2) 厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同で行うもの（(3)に掲げるものを除く。以下「共同指導」という。）
- (3) 厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同で行うものであって、特定の範囲の保険医療機関等又は緊急性を要する場合等共同で行う必要性が生じた保険医療機関等について行うもの。（以下「特定共同指導」という。）

3 別添1の第4の1の(4)を次のように改める。

第4 指導対象となる保険医療機関等及び保険医等の選定

指導は、原則としてすべての保険医療機関等及び保険医等を対象とするが、効果的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準に基づいて対象となる保険医療機関等又は保険医等の選定を行う。

1 選定委員会の設置等

- (4) 共同指導及び特定共同指導の対象となる保険医療機関等については、対象候補の中から厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が協議のうえ選定を行う。

4 別添1の第5を次のように改める。

第5 指導担当者

地方社会保険事務局及び都道府県が共同で行う指導については、原則として地方社会保険事務局にあっては、地方社会保険事務局長が指名する技官及び事務官並びに非常勤の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師が、都道府県にあっては、都道府県において適当と認める者が担当する。

厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同で行う指導については、上記に加えて厚生労働省保険局医療課の医療指導監査担当官が担当する。

5 別添1の第6の1の(1)、2の(4)の①並びに3の(1)及び(4)を次のように改める。

第6 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導実施通知

指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を決定したときは、地方社会保険事務局はあらかじめ集団指導の日時、場所、出席者等を文書により当該保険医療機関等又は保険医等に通知する。なお、当該通知には、当該集団指導を地方社会保険事務局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

2 集团的個別指導

(4) 学識経験者の立会いの依頼等

- ① 健康保険法第73条第2項（同法及び船員保険法において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条第2項及び老人保健法第27条第2項（同法において準用する場合を含む。）の規定に基づく立会いの必要があると認めるときは、地方社会保険事務局長は都道府県医師会、同歯科医師会又は同薬剤師会（以下「都道府県医師会等」という。）に対して文書等により立会いの依頼を行う。

また、都道府県医師会等が指導に立ち会わない場合にあつて、必要があると認めるときは、地方社会保険事務局長は支払基金等に対して審査委員の立会いの依頼を行うことができる。

3 個別指導

(1) 指導実施通知

指導対象となる保険医療機関等を決定したときは、地方社会保険事務局長はあらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保険医療機関等に通知する。なお、当該通知には当該個別指導を厚生労働省並びに地方社会保険事務局長及び都道府県又は地方社会保険事務局長及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

- ① 個別指導の根拠規定及び目的
- ② 指導の日時（土曜日及び休日を除く。）及び場所
- ③ 出席者
- ④ 準備すべき書類等

(4) 学識経験者の立会いの依頼等

集团的個別指導に準じて立会いの依頼等を行う。ただし、共同指導又は特定共同指導の場合にあつては、厚生労働大臣から日本医師会、日本歯科医師会又は日本薬剤師会（以下「日本医師会等」という。）に対しても、文書等により立会いの依頼を行う。

6 別添1の第9を次のように改める。

第9 その他

- 1 共同指導又は特定共同指導を行うに当たり、必要があると認められる場合には、厚生労働省の顧問医師団を構成する医療技術参与を派遣する。
- 2 地方社会保険事務局長は指導の実施状況について、別に定めるところにより厚生労働省保険局医療課に報告する。

7 別添2の第1を次のように改める。

第1 目的

この要綱は、厚生労働大臣若しくは地方社会保険事務局長又は都道府県知事が、健康保険法（大正11年法律第70号）第78条（同法及び船員保険法（昭和14年法律第73号）において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条の2及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条（同法において準用する場合を含む。）の規定に

に基づき、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び老人保健法による療養の給付若しくは医療若しくは入院時食事療養費若しくは入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行う監査に関する基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

8 別添2の第3及び第4を次のように改める。

第3 監査対象となる保険医療機関等の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に、地方社会保険事務局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同で行うものとする。

- 1 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 度重なる個別指導（「指導大綱」に定める「個別指導」をいう。以下同じ。）によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- 4 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

第4 監査担当者

監査は、原則として地方社会保険事務局にあつては、地方社会保険事務局長が指名する、技官及び事務官並びに非常勤の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師が、都道府県にあつては都道府県において適当と認める者が担当する。必要と認められる場合は、厚生労働省保険局医療課の医療指導監査担当官も共同して担当する。

9 別添2の第5の2及び4を次のように改める。

第5 監査の方法等

2 監査実施通知

監査対象となる保険医療機関等を決定したときは、地方社会保険事務局はあらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保険医療機関等に通知する。なお、当該通知には、当該監査を地方社会保険事務局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時（土曜日及び休日を除く。）及び場所
- (3) 出席者
- (4) 準備すべき書類等

4 学識経験者の立会いの依頼等

- (1) 健康保険法第78条第2項において準用する同法第73条第2項（同法及び船員保険法において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第45条の2第4項において準用する同法第41条第2項及び老人保健法第31条第4項において準用する同法第27条第2項

(同法において準用する場合を含む。)の規定に基づく立会いの必要があると認めるときは、厚生労働大臣にあつては日本医師会、日本歯科医師会又は日本薬剤師会(以下「日本医師会等」という。)に対して、地方社会保険事務局長にあつては都道府県医師会、同歯科医師会又は同薬剤師会(以下「都道府県医師会等」という。)に対して、文書等により立会いの依頼を行う。

また、日本医師会等又は都道府県医師会等が監査に立ち会わない場合にあつて、必要があると認めるときは、地方社会保険事務局長は都道府県の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「支払基金等」という。)に対して文書等により審査委員の立会いの依頼を行うことができる。

(2) 厚生労働大臣又は地方社会保険事務局長及び都道府県知事は、監査時において立会者に意見を述べる機会を与えなければならない。

10 別添2の第6の1、1の(1)及び5の(1)を次のように改める。

第6 監査後の措置

1 行政上の措置

行政上の措置は、健康保険法第80条の規定に基づく保険医療機関等の指定の取消、同法第81条の規定に基づく保険医等の登録の取消(以下「取消処分」という。)並びに保険医療機関等及び保険医等に対する戒告及び注意とし、不正又は不当の事案の内容により、次の基準によって行う。

(1) 取消処分

地方社会保険事務局長は、保険医療機関等又は保険医等が次のいずれか1つに該当するときは、当該地方社会保険事務局に置かれる地方社会保険医療協議会に諮問して、取消処分を行う。

なお、地方社会保険事務局長は、地方社会保険医療協議会へ諮問する前に、関係資料を添えて厚生労働省保険局長に内議を行う。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行ったもの。
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。

5 行政上の措置の公表等

(1) 地方社会保険事務局長は、監査の結果、取消処分を行ったときは、「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令」(昭和32年政令第87号)第2条(同令第2条の2において準用する場合を含む。)又は第9条の規定に基づき、速やかにその旨を公示する。

11 別添2の第7を次のように改める。

第7 再指定

保険医療機関等が取消処分を受け、5年を経過しない場合等においては、健康保健法第65条第

3項の規定に基づき、その指定を拒むことができる。ただし、取消処分を受けた医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、地域医療の確保を図るため特に必要があると認められる場合であって、診療内容又は診療報酬の請求に係る不正又は著しい不当に関わった診療科が、相当の期間保険診療を行わない場合については、取消処分と同時に又は一定期間経過後に当該医療機関を保険医療機関として指定することができる。

12 別添2の第8の2及び3を次のように改める。

第8 その他

- 2 厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同して行う監査に当たり、必要があると認められる場合は、厚生労働省の顧問医師団を構成する医療技術参与を派遣する。
- 3 地方社会保険事務局は監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより厚生労働省保険局医療課に報告する。